

東京藝術大学 130 周年記念事業の冠等使用について

1 冠の名称

名称：東京藝術大学 130 周年記念（応援プログラム）

概要：教員、学生、卒業生、修了生及び名誉教授が主体的に企画・実施する個展、リサイタル等で本委員会が承認したものの

2 承認の基準

記1の「東京藝術大学 130 周年記念（応援プログラム）」を承認する事業は、次の全てに該当する事業内容とする。

- (1) 公の秩序及び善良な風俗を乱すものではないこと。
- (2) 社会的非難を受けるおそれがないこと。
- (3) 公衆衛生及び災害防止について十分な設備及び措置が講ぜられている場所で開催し、又は開設されること。

3 使用期間

冠の使用を承認する期間は、冠の使用を承認した日から事業が終了する日までとする。

4 承認の申請

冠を使用しようとする者は、別添「東京藝術大学 130 周年記念（応援プログラム）冠使用承認申請書」を学長に申請しなければならない。

5 承認の決定等

学長は、前項の規定により申請があったときは、申請を受付した日から14日以内に承認の可否を決定し、承認（不承認）通知書により、当該申請した者に通知するものとする。

6 冠等の使用条件

- (1) 承認された用途以外に使用できない。
- (2) 冠事業の対象となる事業と認められない場合は承認を取り消すことができる。
- (3) ロゴマーク等の使用は、本学が定める色、形状等を使用し、デザインの改変等はできない。
- (4) チラシ、パンフレット、ポスター等には、「東京藝術大学 130 周年記念（応援プログラム）」を表記すること。文字の配置や大きさ等は、任意とする。
- (5) 使用承認を受けた者は、当該承認を受けた地位を譲渡し、貸し渡し、又は担保に供してはならない。

7 計画変更又は中止の届出

使用承認を受けた者は、当該使用承認に係る事業の内容等に変更が生じたとき又は事業を中止することとなったときは、任意の様式により、学長に届け出るものとする。

8 承認の取り消し

学長は、承認した事業が、次のいずれかに該当すると認めるときは、当該使用承認を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請により承認を受けたとき。
- (2) 法令に違反したとき。
- (3) 記2の承認の基準に反したとき。